

BIM/CIM 活用モデル事業 実施要領

令和3年3月
長野県建設部

1 BIM/CIM 活用モデル事業

(1) 概要

BIM/CIM とは、公共事業の計画、調査、設計段階から 3 次元モデルを導入し、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、各段階での情報を一元化することより、建設生産システム全体を最適化して、業務の効率化・高度化を図ることを目的とした取組である。

BIM/CIM 活用モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、本県における BIM/CIM を積極的かつ先進的に推進し技術力の確保・向上を図るため、3次元モデル（CIM モデル^{*1}）にて測量、調査、設計、施工を行う事業を事業課及び発注機関が選定して実施する。

(2) モデル事業の実施方法

- ・測量、調査、設計から施工まで、事業の一連を 3 次元モデルで実施することを想定している。（ただし事業の一部での実施も可とする）。
- ・業務及び工事は、BIM/CIM 活用を条件として発注する（発注者指定型）。ただし、契約後の協議によりモデル事業として実施することもできる。

(3) 仕様の決定

3次元モデルにて実施する内容や仕様については、特記仕様書に示すこととするが、契約後の協議にて決定することもできる。

(4) 積算

3次元モデル作成に要する費用は、実施内容に基づいて受発注者協議のうえ見積等により精算変更を行う。

(5) 「信州 BIM/CIM 推進協議会^{*2}」との連携について

モデル事業の実施にあたっては、「信州 BIM/CIM 推進協議会」と連携して業務を進めるものとする。

2 適用する要領等

- ・ UAV等を用いた公共測量実施要領（長野県建設部）
- ・ 土工の3次元設計実施要領（長野県建設部）
- ・ BIM/CIM活用業務実施要領（案）（長野県建設部）
- ・ ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）
- ・ 発注者におけるBIM/CIM実施要領（案）（国土交通省）
- ・ CIM活用ガイドライン（案）（国土交通省）
- ・ CIM導入ガイドライン（案）（国土交通省） 等

3 適用年月日

令和3年4月1日

※1 CIMモデル：「3次元モデル」と、「属性情報」「参照資料」を組み合わせたものをさす。

●3次元モデル：対象とする箇所の地形や構造物等の形状を3次元で立体的に表現した情報

●属性情報：3次元モデルに付与する部材（部品）の情報（名称、形状、寸法、物性及び物性値（強度等）、数量、そのほか付与が可能な情報）

●参照資料：CIMモデルを補足する（又は3次元モデルを作成しない構造物等）従来の2次元図面等の資料

※2 信州BIM/CIM推進協議会

令和元年10月31日設立。研修や学習会等を通じて、3次元モデルに関する技術や知識の向上・確保と、若手技術者の確保・育成を図ることを目的としている。

参加機関 （一社）建設コンサルタンツ協会関東支部長野地域委員会
信州大学工学部
長野工業高等専門学校
長野国道事務所
長野県

(R3.4から参加) （一社）長野県測量設計業協会

（一社）長野県建設業協会

特定非営利活動法人長野県ITアドバイザーセンター

アドバイザー （一社）Civilユーザ会

(連絡先) 長野県建設部建設政策課技術管理室基準指導班(指導担当)

[TEL:026-235-7312](tel:026-235-7312)

E-mail:gjjukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp